

議案第20号

杉並区指定文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷正宏

(提案理由)

杉並区文化財保護条例第31条の規定による文化財保護審議会の答申を得たので、同条例第14条の規定に基づき、杉並区指定文化財とする必要がある。

杉並区指定文化財の指定について

1 指定文化財とする文化財

名 称 : 荻外荘旧蔵長胴太鼓
点 数 : 1 点
種 別 : 指定有形文化財（歴史資料）
所有者 : 杉並警察署
管理者 : 杉並区教育委員会
所在地 : 荻窪二丁目 43 番 36 号 荻外荘

荻外荘旧蔵長胴太鼓

- 1 種 別 杉並区指定有形文化財（歴史資料）
- 2 所 在 杉並区荻窪二丁目 43 番 36 号 荻外荘
- 3 所 有 者 杉並警察署
- 4 管 理 者 杉並区教育委員会
- 5 点 数 1 点
- 6 説 明

本資料は、昭和 15（1940）年 7 月 19 日、第二次近衛内閣組閣に際して荻外荘で行われた「荻窪会談」当日、日本太鼓工業会より近衛家に寄贈された、宮本卯之助商店製のケヤキ製長胴太鼓である。同太鼓は報道陣に秘書が発表を行う際に打ち鳴らされた。その様子は、昭和 15 年 7 月 22 日の東京日日新聞夕刊や、同年 7 月 23 日放映の「日本ニュース第七号」で確認できる。

同太鼓は昭和 15 年 10 月頃、杉並警察署の依頼により同署に寄贈され、近年まで杉並警察署武道場における毎朝の稽古で使用されていた。昭和 36（1961）年 10 月発行の『自警』（警視庁自警会発行の冊子）所収「月桂樹と尚武太鼓」によると、太鼓の寄贈時に近衛文麿が揮毫した「尚武」の文字を複写し、太鼓に刻んだとのことである。

このような経緯を持つ本資料は、杉並警察署より寄託を受け、国史跡「荻外荘」の玄関で展示している。
- 7 現 状 及 び 保 存 活 用

本資料は、杉並警察署武道場で近年まで使用されていたことから、革の張替えを含む修理が複数回行われている。そのため、太鼓胴部分の寸法が、近衛家に寄贈された当時より短くなっている。

同資料は、荻外荘で公開展示されているが、資料の状態は良好である。今後も、荻外荘で公開していくほか、更なる活用に努める。

8 指定理由

「新東亜建設」と墨書のうえ、日本太鼓工業会から寄贈された本資料からは、「東亜新秩序」を打ち出した近衛と、その内閣に対する当時の世相の期待感が窺えると共に、政治的な現場としての荻外荘を取り巻いた高揚感を今に伝える資料として貴重である。

9 指定基準

杉並区文化財指定・登録基準第一「指定文化財」の一「有形文化財」の(六)「歴史資料」のうち、ア「政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの」・ウ「歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で区の歴史上重要なもの」に該当する。

